

## 高齢者団体登録

### 概要

新磯ふれあいセンターを利用する団体で、高齢者団体は、団体登録をしていただくことにより6ヶ月先までの予約ができ、施設利用料金が5割減免となります。

※工作室のみ、登録いただいても2ヶ月前からの予約となります。

### 高齢者団体の登録要件等

#### ○登録区分及び登録要件

- ・5人以上で組織され構成員の過半数が65歳以上である団体

#### ○登録方法

- (1) 登録を希望される団体等は、高齢者団体登録名簿に必要事項を記入して新磯ふれあいセンター事務所に提出してください。
- (2) 上記名簿を受理後、内容を確認し、登録致します。

#### ○登録の有効期間

次のいずれかに該当するときは、その登録が取り消しされます。

- ・虚偽の申請により、登録を受けたとき
- ・利用承認の条件に違反したとき
- ・その他不相当と認められる行為等をしたとき

### その他

代表者及び連絡者の変更があった場合は、速やかに届出をしてください。

# れんげの里あらいそ 高齢者団体登録名簿

作成日：平成 年 月 日

団体名

NO.

代表者氏名

連絡者

連絡者電話番号 ( )

活動区分(種目等)

No.	氏 名	年 齢	住居区分	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
合 計		65歳以上 名		

注) 団体内の過半数の方が65歳以上の場合は提出してください。

れんげの里あらいそ 高齢者団体登録名簿

(継続用紙)

作成日 : 平成 年 月 日

NO.

No.	氏名	年齢	住居区分	備考
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
合計		65歳以上	名	

注) 団体内の過半数の方が65歳以上の場合は提出してください。

れんげの里あらいそ 高齢者団体登録名簿

(継続用紙)

作成日 : 平成 年 月 日

NO.

No.	氏名	年齢	住居区分	備考
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
合計		65歳以上	名	

注) 団体内の過半数の方が65歳以上の場合は提出してください。